

平成28年度介護保険サービス事業者集団指導次第

日時 平成29年1月18日(水) 9:30~11:30

平成29年1月18日(水) 14:00~16:00

場所 WEST19 講堂

(札幌市中央区大通西19丁目 5階)

1 開会

2 挨拶(5分)

保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導担当課長 中田 稔

9:30~9:35

14:00~14:05

3 説明事項

(1) 実地指導の結果を踏まえた留意事項等について (85分)

担当: 介護保険課事業指導係 担当者

9:35~11:00

14:05~15:30

(2) 総合事業について (30分)

担当: 介護保険課介護予防担当係 担当者

11:00~11:30

15:30~16:00

4 閉会

実地指導の結果を踏まえた留意事項等について

本資料において、特に説明のない場合は、指定介護予防を含みます。

《実地指導とは》

札幌市における実地指導方針

※札幌市介護保険施設等指導監査要綱（札幌市平成 27 年 4 月改訂）

事業者に対し、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護給付等対象サービスの取り扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底とその遵守を図ることを方針とする。

実地指導の主な内容

※介護保険施設等実地指導マニュアル（厚生労働省平成 22 年 3 月改訂版）

1. 運営指導

- ・高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束に係る行為及びそれらが与える影響についての理解、防止のための取り組みの促進について指導する。
- ・利用者毎のニーズに応じたケアプランの作成からケアプランに基づくサービス提供、計画の見直しまでを含む一連のケアマネジメントプロセスの重要性について理解を求めるとのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケアを推進するよう指導する。

2. 報酬請求指導

各種加算等について、

- ・報酬基準に基づいた実施体制の確保
- ・一連のケアマネジメントプロセスにもとづいたサービス提供
- ・他職種との協働によるサービス提供の実施 等

の基本的な考え方や基準に定められた算定条件に基づいた運営及び請求が適切に実施されているか、ヒアリングにより確認し、不適切な請求の防止とより良いケアへの質の向上を目的とする指導を実施する。

※著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合、又は、報酬請求指導の際に不正に確認され、著しく悪質な請求と認められる場合には監査へ変更する。

《高齢者虐待防止に関する取組について》

近年、マスコミ報道等であるとおり、高齢者住まい（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）において、入居者に対する虐待行為や重大な事故が明らかになっています。

高齢者虐待に関しては、単に1施設、1職員が引き起こした事件として終わらせることなく、各事業者において、同様な案件が起きないように対応に努めてください。

重大事故や問題が発生した場合には、事業所と法人が連動して速やかに事実関係や原因を究明するとともに、必要な場合は札幌市へ報告を行い、根本的な再発防止策に取り組んでください。

【参考】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
（平成18年4月1日施行）

- 「高齢者虐待」 ①養護者による高齢者虐待
②養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは・・・

- 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第2条第5項 抜粋）

- 高齢者虐待防止に関する取組（法第20条）～養介護施設設置者、養介護事業を行う者～
- ・ 養介護施設従事者等の研修を実施すること
 - ・ 利用者や家族からの苦情の処理の体制を整備すること
 - ・ その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じること
- 例) 虐待防止委員会の設置・運営、高齢者虐待防止マニュアル、身体拘束防止の手引の整備など

○通報の義務（法第 21 条）～養介護施設従事者等～

- ・業務に従事する養介護施設及び事業所において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、**速やかに市町村に通報しなければならない**
秘密漏洩罪その他守秘義務違反にはあたらない
- ・養介護施設従事者等は、**高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない**

○通報等を受けた場合の措置（法第 24 条）～市町村長又は都道府県知事～

- ・法第 21 条の規定による通報等を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、**老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。**

○高齢者虐待防止・身体拘束禁止に係る研修教材例



「教育システム」は次の URL から無料でダウンロードできます

<http://www.dcnnet.gr.jp/support/study/>

※養護者による高齢者虐待については、（資料 1－7）『これって虐待？』をご参照ください。

《全サービス共通》

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

- × 居宅介護支援事業所からケアプランを受け取っておらず、口頭の確認のみで介護サービス計画を作成している。
- × ケアプランの内容を確認せず、サービス担当者会議での検討結果をもとに計画を作成し、サービス提供をしていた。
- × 利用者の要請により、ケアプランとは若干内容が異なるサービス提供をしていた（例：訪問介護での入浴介助における全身浴⇒部分浴）。

- ・ ケアプランを確認せずに、介護サービス計画を作成しサービス提供を行っている事例を確認したため、指導しました。
- ・ 事業者は、ケアプランが作成されている場合は、当該計画に沿ったサービス提供を行わなければなりません。**ケアプランに位置付けられていないサービス提供を行った場合には、介護報酬の請求はできません。実地指導等で確認された場合は、過誤調整等返戻の対象となることがありますので、注意してください。**
- ・ サービス提供の曜日や時間帯の変更等軽微な変更であれば、ケアマネジャーからの指示により事業所でケアプランの手書き修正が可能な場合がありますが、その際には**ケアマネジャーから指示があった旨の記録を残してください。**
- ・ ケアプランにおける短期目標の期間が終了しているが、新しいケアプランの内容を確認しないままサービス提供を継続していた事例も散見されました。短期目標が終了した場合は、早急に居宅介護支援事業所へ連絡を取り、新しいケアプランの内容を確認してください。

自己評価

- × 自ら提供するサービスの質の評価を行っていない。
- × **基準に関する自己点検シートを確認することで自己評価を実施しているものとしている。**
- × 自ら提供するサービスの質の評価は行われているが、その結果を踏まえて改善が図られていない。
- × **利用者にアンケートを実施したが、アンケート結果について分析し、改善を図る等をしておらず、アンケートを取っただけで終了している。**
- × **従業員一人ひとりの評価は行っているが、事業所としての評価を行っていない。**

- ・ 自ら提供しているサービスの質の評価を行っていない事例が確認されたので、チェック表等を活用し、自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図るよう指導しました。

- ・自己点検シートを実施することをもって、自己評価を実施しているものとしている事業所が散見されますが、自己点検シートは最低限の基準を守っているに過ぎず、ここで言うサービスの質の評価を行っているとはみなされません。
 - ・自己評価を行うのみに留まり、その結果を踏まえてサービスの質の向上を図っていない事例も散見されました。評価を行うだけではなく、その結果を分析し、サービスの質の向上に繋がる取り組みを行ってください。
 - ・自己評価は方法・書式自由です。札幌市でも書式を用意しています。
- 【参考】
- ・事業所評価 <http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/jigyoushohyouka.html>

運営規程

- ×運営規程に掲げるべき項目が抜けている。
- ×サービスの種別ごとに、それぞれの事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていない。

- ・運営規程に「定めておかなければならない」項目（事業の目的及び運営の方針、従業員の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、サービス内容及び利用料その他の費用の額、通常の事業の実施地域、緊急時の対応等）が定められていない事例が確認されたため、定めるよう指導しました。
- ・適正な運営・利用者に対する適切なサービスの提供の確保のために、サービス種別ごとに必要な項目を運営規程に定めることが必要です。

勤務体制の確保等

- ×毎月の勤務表を作成していない。
- ×勤務シフトのみ作成し、勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係が記載されていない。
- ×基準とは異なる名称の職種を勤務表に表記している（生活相談員を「計画作成責任者」、介護支援専門員を「社会福祉士」等と表記する等）。
- ×派遣職員が利用者に直接かかわる業務に従事しているが、勤務表に記載されていない。
- ×従業者の資質向上のための研修計画を作成していない。また、研修の記録を保存していない。

- ・ 従業者の勤務の体制を定めずに運営している事例が確認されたため、指導しました。
- ・ 事業者は利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに原則として月ごとの勤務表を作成する必要があります。**勤務表を作成する際には、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。**※「常勤」とは事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいいます。また、「専従」とは原則としてサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ・ 研修を実施していますが、研修計画を作成していない事業所や研修の記録を保存していない事業所が確認されたため、指導しました。
- ・ 事業者は、従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する必要があります。また、研修を実施したとしても、実施した根拠となる記録がなければ実施の有無を確認できません。そのため、記録を残すことも必要です。
- ・ 研修の実施は一部の加算の算定要件ともなるため、計画的な実施を心がけてください。

衛生管理等

(居宅介護支援、介護予防支援を除く)

- × 事業所の設備、備品、職員の健康状態についての管理や感染症のまん延を防ぐための措置を講じていない。
- × 衛生管理マニュアルを策定しているが、職員にマニュアルがあることを周知していない。

- ・ 衛生管理に関する必要な措置を講じていない事例が確認されたため、指導しました。
- ・ 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態、設備備品の衛生的な管理や、感染症のまん延を防ぐための必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- ・ 衛生管理マニュアルを策定しているが、職員にマニュアルがあることを周知していない事業所が確認されました。
- ・ **マニュアルを策定しているが、職員がマニュアルの存在を知らなければ、実効性はありません。**本項目に限ったことではありませんが、マニュアルについては全職員に周知するようにしてください。

揭示

× 運営規程（重要事項説明書に記載しなければならない項目の一部が抜けているもの）のみを揭示していた。

× 揭示が必要な重要事項を、職員の事務室内の見えにくい場所に揭示していた。

- ・ 事業者は、事業所内の見やすい場所に「運営規程の概要」、「勤務の体制」、「その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」を揭示する必要があります。
- ・ 揭示が必要な事項については、事務室などの専ら職員が出入りするスペースではなく、玄関等の利用者や家族が見ることのできるスペースに揭示してください。
- ・ 重要事項説明書等が利用者の手で自由に取られる状態になっていれば、必ずしも壁に貼り付ける必要はありません。

秘密保持等

× 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、従業員が退職後においても漏らすことのないよう取り決めをしていない。

× 利用者及びその家族の個人情報を用いる場合の同意について、利用者の文書同意は得ていたが、利用者家族の文書同意を得ていない。

- ・ 従業員に対し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、退職後においても漏らすことがないよう取り決めをしていない事例を確認したため、指導しました。
- ・ 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすてはなりません。また、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らすことのないよう、事業者は従業員とあらかじめ誓約書を取り交わす等必要な措置を講じなければなりません。加えて、雇用時に、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を検討してください。
- ・ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の文書同意が必要であり、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の文書同意が、あらかじめ必要となります。

そのため、個人情報利用同意書の同意欄は、「利用者」欄と「家族」欄の両方が必要です※「代理人」欄はあくまでも利用者の代理人ですので、「家族」の同意として認められません。

苦情処理

(居宅介護支援、介護予防支援を除く)

×「サービスの提供の記録」には、サービス提供中に利用者から苦情を受けた旨記載されていたにもかかわらず、当該苦情の内容を記録に残していない。

(居宅介護支援、介護予防支援のみ該当)

×ケアプランに位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情を記録していない。

- ・事業所において苦情を受け付けているにもかかわらず、記録を残していない事例が確認されたので指導しました。
- ・利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録し、その記録を2年間保存しなければなりません。
- ・居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に関しては、自ら提供した居宅介護支援(介護予防支援)の苦情だけでなく、ケアプランに位置付けた指定居宅サービス(指定介護予防サービス)等に対する苦情についても同様に、記録・保存をしなければなりません(支援経過記録への記載のみではなく、苦情処理の記録として別途作成し保存する必要があります)。

※苦情はサービスの質を向上するための良い材料となります。苦情には組織として対応してください。会議等で苦情内容を共有することが大切です。

事故発生時の対応

×札幌市へ報告を要する事故があったにもかかわらず、札幌市への事故報告がされていない。

×事故記録について、事故の事実経過、事故の原因分析及び今後の改善策等について記録されていない。

×利用者が服薬すべきタイミングで服薬できなかった事例(服薬漏れ)について、事故報告としての報告がされていない。

- ・札幌市への事故報告を要する事故があったにもかかわらず、事故報告書が提出されていない事例が確認されたため、指導しました。
- ・「札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱」の定めに従い、札幌市へ報告すべき事故については、事故報告書を提出しなければなりません。
- ・事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して講じた処置について記録してください。
- ・服薬漏れも誤薬に含まれるため、事故報告書の提出が必要となります。

記録の整備

× 1年を経過したケアプラン等について、既に廃棄してしまった。

- ・書類ごとに定められている保存期間を守っていなかったため指導しました。
- ・保存期間の定めは次のとおりです。

| 書類 | 札幌市条例 | 厚生労働省令 |
|--------------|---|----------------|
| 介護計画 | 完結の日から2年を経過した日 又は当該記録に係る介護給付が あった日から5年を経過した日 のいずれか遅い日 | 完結の日から2年を経過した日 |
| サービス提供記録 | | |
| 市町村への通知に係る記録 | | |
| 苦情の内容等の記録 | 完結の日から2年を経過した日 | |
| 事故の状況及び処置の記録 | | |

- ・札幌市の条例は、厚生労働省令よりも厳しい基準になっていますのでご注意ください。
- ・**完結の日とは、事業者と利用者の契約が終了した日を指します。**

広告

- × 暗に併設事業所を利用しなければならないと解釈できる表現が記載されている（「併設する訪問介護事業所からヘルパーが派遣されます」等）。
- × サービス提供が受けられる利用者を限定しているかのような記載をしている（「65歳以上の方のみ」等、第2号被保険者を考慮していないなど）。

- ・事業所の広告に虚偽又は誇大なものと受け止められる記載があったため指導しました。
- ・事業所について広告をする場合はその内容が虚偽又は誇大なものであってはなりません。利用者に不利益となるような記載誤りも虚偽又は誇大と判断する場合があります。
- ・利用者にとって誤解の生じる記載とならないように注意してください。

内容及び手続きの説明及び同意

- × 居宅サービスと介護予防サービスを一体として運営している事業所において、居宅サービス又は介護予防サービスのいずれかの重要事項説明書しか作成していない。
- × 重要事項説明書に必要な項目が漏れている。

- ・居宅サービスと介護予防サービスを一体として運営している事業所において、いずれかの重要事項説明書しか作成していない事例が確認されたので、両方の重要事項説明書（一体となったものでも可）を作成するよう指導しました。

- ・事業者は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護員等の勤務体制（管理者の兼務関係、職務内容や資格を含む）、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

受給資格等の確認

- × サービス提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証を確認していない。又は確認したことを記録していない。
- × サービスの提供を継続している間に、被保険者証の有効期限が満了したが、更新された被保険者証を確認していない。又は確認したことを記録していない。

- ・利用者の提示する被保険者証を確認していない事例が確認されたので指導しました。
- ・事業者は、サービス提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければなりません。また、被保険者証の確認は、認定更新後にも改めて確認する必要があります。
- ・被保険者証については、必ずしも写しを取る必要はありませんが、その場合はいつ確認を行ったのか記録を残すことが必要です。

緊急時等の対応

- （訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援を除く）
- × ケアマネジャーの判断を仰ぐために時間を要し、救急車を呼ぶまでに相当以上の時間が経過していた。
 - × 契約時に利用者の主治の医師（以下、主治医）を確認していない。

- ・サービス提供時に利用者の病状が急変した場合など、運営規程に定められた緊急時等における対応方法に基づき、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡等、必要な措置を講じてください。
- ・緊急時に速やかな対応が可能となるよう契約時に利用者の主治医を確認してください。
- ・万が一主治医等を確認し忘れていた等の場合は、マニュアル等に捉われず、速やかに救急車を要請する等の適切な対応をしてください。

【参考】

- ・救急車適正利用：<http://www.city.sapporo.jp/shobo/kyukyu/tekisei/tekisei.html>
- ・救急安心センターさっぽろ：<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/qq7199/naiyou.html>

【参照】

- ・・・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・・・札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・・・札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例
- ・・・札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- △・・・札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- ▲・・・札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
- ◇・・・札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

内容及び手続の説明及び同意

- (介護予防) 訪問介護：○第9条、○第284条（第9条準用）
- (介護予防) 訪問入浴：○第59条（第9条準用）、○第296条（第9条準用）
- (介護予防) 訪問看護：○第79条（第9条準用）、○第306条（第9条準用）
- (介護予防) 訪問リハビリテーション：○第89条（第9条準用）、○第313条（第9条準用）
- (介護予防) 居宅療養管理指導：○第98条（第9条準用）、○第319条（第9条準用）
- (介護予防) 通所介護：○第113条（第9条準用）、○第120条、○第327条（第9条準用）
- (介護予防) 通所リハビリテーション：○第146条（第9条準用）、○第338条（第9条準用）
- (介護予防) 短期入所生活介護：○第152条、○第181条（第152条準用）、○第349条（第152条準用）、○357条（第152条準用）
- (介護予防) 短期入所療養介護：○第204条（第152条準用）、○第216条（第152条準用）、○第369条（第152条準用）、○第376条（第152条準用）
- (介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第221条、○第243条、○第386条（第221条準用）、○第396条（第243条準用）
- (介護予防) 福祉用具貸与：○第263条（第9条準用）、○第403条（第9条準用）
- 特定（介護予防）福祉用具販売：○第276条（第9条準用）、○第413条（第9条準用）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第10条
- 夜間対応型訪問介護：●第60条（第10条準用）
- (介護予防) 認知症対応型通所介護：●第81条（第10条準用）、●第215条（第10条準用）
- (介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第109条（第10条準用）、●第226条（第10条準用）
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第129条（第10条準用）、●第238条（第10条準用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護：●第134条
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第179条（第10条準用）
- ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第191条（第10条準用）
- 看護小規模多機能型居宅介護：●第204条（第10条準用）

介護老人福祉施設：□第6条、□第54条（第6条準用）

介護老人保健施設：■第6条、■第43条（第6条準用）

介護療養型医療施設：△第7条、△第54条（第7条準用）

居宅介護支援：▲第7条

介護予防支援：◇第7条

受給資格等の確認

（介護予防）訪問介護：○第12条、○第284条（第12条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第59条（第12条準用）、○第296条（第12条準用）

（介護予防）訪問看護：○第79条（第12条準用）、○第306条（第12条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第89条（第12条準用）、○第313条（第12条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第98条（第12条準用）、○第319条（第12条準用）

（介護予防）通所介護：○第113条（第12条準用）、○第131条（第12条準用）、○第327条（第12条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第146条（第12条準用）、○第338条（第12条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第168条（第12条準用）、○第181条（第12条準用）○第349条（第12条準用）

（介護予防）短期入所療養介護：○第204条（第12条準用）、○第216条（第12条準用）○第369条（第12条準用）、
○第376条（第12条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第237条（第12条準用）、○第248条（第12条準用）、○第386条（第12条準用）○第396条（第12条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第263条（第12条準用）、○第403条（第12条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第276条（第12条準用）、○第413条（第12条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第13条

夜間対応型訪問介護：●第60条（第13条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第81条（第13条準用）、●第215条（第13条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第109条（第13条準用）、●第226条（第13条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第129条（第13条準用）、●第238条（第13条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第150条（第13条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第179条（第13条準用）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第191条（第13条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第204条（第13条準用）

介護老人福祉施設：□第9条、□第54条（第9条準用）

介護老人保健施設：■第9条、■第53条（第9条準用）

介護療養型医療施設：△第10条、△第54条（第10条準用）

居宅介護支援：▲第10条

介護予防支援：◇第10条

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

- (介護予防) 訪問介護：○第 17 条、○第 282 条
- (介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 17 条準用)、○第 296 条 (第 282 条準用)
- (介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 17 条準用)、○第 306 条 (第 282 条準用)
- (介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 17 条準用)、○第 313 条 (第 282 条準用)
- (介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 17 条準用)、○第 319 条 (第 282 条準用)
- (介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 17 条準用)、○第 131 条 (第 17 条準用)、○第 327 条 (第 282 条準用)
- (介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 17 条準用)、○第 338 条 (第 282 条準用)
- (介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 17 条準用)、○第 181 条 (第 17 条準用)、○第 349 条 (第 282 条準用)、
第 357 条 (第 282 条準用)
- (介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 17 条準用)、○第 216 条 (第 17 条準用)、○第 369 条 (第 282 条準用)、
第 376 条 (第 282 条準用)
- (介護予防) 福祉用具貸与：○第 263 条 (第 17 条準用)、○第 403 条 (第 282 条準用)
- 特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 17 条準用)、○第 413 条 (第 282 条準用)
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 18 条
- 夜間対応型訪問介護：●第 60 条 (第 18 条準用)
- (介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 18 条準用)、●第 214 条

自己評価

- (介護予防) 訪問介護：○第 23 条、○第 285 条
- (介護予防) 訪問入浴：○第 53 条、○第 297 条
- (介護予防) 訪問看護：○第 71 条、○第 307 条
- (介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 84 条、○第 314 条
- (介護予防) 居宅療養管理指導：○第 94 条、○第 320 条
- (介護予防) 通所介護：○第 104 条、○第 131 条 (第 104 条準用)、○第 328 条
- (介護予防) 通所リハビリテーション：○第 139 条、○第 339 条
- (介護予防) 短期入所生活介護：○第 155 条、○第 174 条、○第 350 条、○第 359 条 (第 350 条準用)
- (介護予防) 短期入所療養介護：○第 194 条、○第 209 条、○第 370 条、○第 379 条 (第 370 条準用)
- (介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 226 条、○第 248 条 (第 226 条準用)、○第 387 条、○第 398 条 (第 387 条
準用)
- (介護予防) 福祉用具貸与：○第 254 条、○第 404 条
- 特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 254 条準用)、○第 414 条
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 24 条
- 夜間対応型訪問介護：●第 51 条
- (介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 70 条、●第 216 条
- (介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 92 条、●第 227 条

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 118 条、●第 239 条

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 139 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 159 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 184 条

看護小規模多機能型居宅介護：●第 198 条

介護老人福祉施設：□第 15 条、□第 47 条

介護老人保健施設：■第 15 条、■第 46 条

介護療養型医療施設：△第 16 条、△第 47 条

居宅介護支援：▲第 15 条

介護予防支援：◇第 32 条

緊急時等の対応

(介護予防) 訪問介護：○第 28 条、○第 284 条 (第 28 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 55 条、○第 296 条 (第 55 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 76 条、○第 306 条 (第 76 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 28 条準用)、○第 125 条、○第 327 条 (第 28 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 28 条準用)、○第 338 条 (第 28 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 163 条、○第 181 条 (第 163 条準用) ○第 349 条 (第 163 条準用)、○第 357 条 (第 163 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 55 条準用)、○第 248 条 (第 55 条準用)、○第 386 条 (第 55 条準用)、○第 396 条 (第 55 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 30 条

夜間対応型訪問介護：●第 54 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 54 条準用)、●第 215 条 (第 54 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 100 条、●第 226 条 (第 100 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 129 条 (第 100 条準用)、●第 238 条 (第 100 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条 (第 100 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 202 条

運営規程

(介護予防) 訪問介護：○第 30 条、○第 284 条 (第 30 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 57 条、○第 296 条 (第 57 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 77 条、○第 306 条 (第 77 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 87 条、○第 313 条 (第 87 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 96 条、○第 319 条 (第 96 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 107 条、○第 127 条、○第 327 条 (第 107 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 143 条、○第 338 条 (第 143 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 164 条、○第 178 条、○第 349 条 (第 164 条準用)、○第 357 条 (第 178 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 201 条、○第 213 条、○第 369 条 (第 201 条準用)、○第 376 条 (第 213 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 232 条、○第 245 条、○第 386 条 (第 232 条準用)、○第 396 条 (第 245 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 257 条、○第 403 条 (第 257 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 257 条準用)、○第 413 条 (第 257 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 32 条

夜間対応型訪問介護：●第 56 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 74 条、●第 215 条 (第 74 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 101 条、●第 226 条 (第 101 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 123 条、●第 238 条 (第 123 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 146 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 170 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 188 条

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条 (第 101 条準用)

介護老人福祉施設：□第 28 条、□第 54 条 (第 28 条準用)

介護老人保健施設：■第 28 条、■第 50 条

介護療養型医療施設：△第 27 条、△第 51 条

居宅介護支援：▲第 21 条

介護予防支援：◇第 20 条

勤務体制の確保等

(介護予防) 訪問介護：○第 32 条、○第 284 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 32 条準用)、○第 296 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 32 条準用)、○第 306 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 32 条準用)、○第 313 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 32 条準用)、○第 319 条 (第 32 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 108 条、○第 131 条 (第 108 条準用)、○第 327 条 (第 108 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 108 条準用)、○第 338 条 (第 108 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 108 条準用)、○第 179 条、○第 349 条 (第 108 条準用)、○第 357 条 (第 179 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 108 条準用)、○第 214 条、○第 369 条 (第 108 条準用)、○第 376 条 (第 214 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 233 条、○第 248 条 (第 233 条準用)、○第 386 条 (第 233 条準用)、○第 396 条 (第 233 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 258 条、○第 263 条（第 108 条第 1 項及び第 2 項準用）、○第 403 条（第 108 条及び第 258 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 108 条第 1 項及び第 2 項及び第 258 条準用）、○第 413 条（第 108 条及び第 258 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 33 条

夜間対応型訪問介護：●第 57 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 75 条、●第 215 条（第 75 条準用）

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 75 条準用）、●第 226 条（第 75 条準用）

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 124 条、●第 238 条（第 124 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 147 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 171 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 189 条

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 75 条準用）

介護老人福祉施設：□第 29 条、□第 54 条（第 29 条準用）

介護老人保健施設：■第 29 条、■第 51 条

介護療養型医療施設：△第 28 条、△第 52 条

居宅介護支援：▲第 22 条

介護予防支援：◇第 21 条

衛生管理等

(介護予防) 訪問介護：○第 33 条、○第 284 条（第 33 条準用）

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条（第 33 条準用）、○第 296 条（第 33 条準用）

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条（第 33 条準用）、○第 306 条（第 33 条準用）

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条（第 33 条準用）、○第 313 条（第 33 条準用）

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条（第 33 条準用）、○第 319 条（第 33 条準用）

(介護予防) 通所介護：○第 111 条、○第 131 条（第 111 条準用）、○第 327 条（第 111 条準用）

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 144 条、○第 338 条（第 144 条準用）

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条（第 111 条準用）、○第 181 条（第 111 条準用）、○第 349 条（第 111 条準用）、○第 357 条（第 111 条準用）

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条（第 144 条準用）、○第 216 条（第 144 条準用）、○第 369 条（第 144 条準用）、○第 376 条（第 144 条準用）

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条（第 111 条準用）、○第 248 条（第 111 条準用）、○第 386 条（第 111 条準用）、○第 396 条（第 111 条準用）

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 260 条、○第 403 条（第 260 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 33 条準用）、○第 413 条（第 33 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 34 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 34 条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 78 条、●第 215 条（第 78 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 78 条準用）、●第 226 条（第 78 条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 129 条（第 78 条準用）、●第 238 条（第 78 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条（第 78 条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 173 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条（第 173 条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 78 条準用）

介護老人福祉施設：□第 32 条、□第 54 条（第 32 条準用）

介護老人保健施設：■第 32 条、■第 53 条（第 32 条準用）

介護療養型医療施設：△第 31 条、△第 54 条（第 31 条準用）

居宅介護支援：▲第 24 条

介護予防支援：◇第 23 条

揭示

（介護予防）訪問介護：○第 34 条、○第 284 条（第 34 条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第 59 条（第 34 条準用）、○第 296 条（第 34 条準用）

（介護予防）訪問看護：○第 79 条（第 34 条準用）、○第 306 条（第 34 条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第 89 条（第 34 条準用）、○第 313 条（第 34 条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第 98 条（第 34 条準用）、○第 319 条（第 34 条準用）

（介護予防）通所介護：○第 113 条（第 34 条準用）、○第 131 条（第 34 条準用）、○第 327 条（第 34 条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第 146 条（第 34 条準用）、○第 338 条（第 34 条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第 168 条（第 34 条準用）、○第 181 条（第 34 条準用）、○第 349 条（第 34 条準用）、
○第 357 条（第 34 条準用）

（介護予防）短期入所療養介護：○第 204 条（第 34 条準用）、○第 216 条（第 34 条準用）、○第 369 条（第 34 条準用）、
○第 376 条（第 34 条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第 237 条（第 34 条準用）、○第 248 条（第 34 条準用）、○第 386 条（第 34 条準用）、
○第 396 条（第 34 条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第 261 条、○第 403 条（第 261 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 261 条準用）、○第 413 条（第 261 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 35 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 35 条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 81 条（第 35 条準用）、●第 215 条（第 35 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 35 条準用）、●第 226 条（第 35 条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 129 条（第 35 条準用）、●第 238 条（第 35 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条（第 35 条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条（第 35 条準用）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条（第 35 条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 35 条準用）

介護老人福祉施設：□第 34 条、□第 54 条（第 34 条準用）

介護老人保健施設：■第 34 条、■第 53 条（第 34 条準用）

介護療養型医療施設：△第 33 条、△第 54 条（第 33 条準用）

居宅介護支援：▲第 25 条

介護予防支援：◇第 24 条

秘密保持等

（介護予防）訪問介護：○第 35 条、○第 284 条（第 35 条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第 59 条（第 35 条準用）、○第 296 条（第 35 条準用）

（介護予防）訪問看護：○第 79 条（第 35 条準用）、○第 306 条（第 35 条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第 89 条（第 35 条準用）、○第 313 条（第 35 条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第 98 条（第 35 条準用）、○第 319 条（第 35 条準用）

（介護予防）通所介護：○第 113 条（第 35 条準用）、○第 131 条（第 35 条準用）、○第 327 条（第 35 条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第 146 条（第 35 条準用）、○第 338 条（第 35 条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第 168 条（第 35 条準用）、○第 181 条（第 35 条準用）、○第 349 条（第 35 条準用）、
○第 357 条（第 35 条準用）

（介護予防）短期入所療養介護：○第 204 条（第 35 条準用）、○第 216 条（第 35 条準用）、○第 369 条（第 35 条準用）、
○第 376 条（第 35 条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第 237 条（第 35 条準用）、○第 248 条（第 35 条準用）、○第 386 条（第 35 条準用）、
○第 396 条（第 35 条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第 263 条（第 35 条準用）、○第 403 条（第 35 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 35 条準用）、○第 413 条（第 35 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 36 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 36 条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 81 条（第 36 条準用）、●第 215 条（第 36 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 36 条準用）、●第 226 条（第 36 条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 129 条（第 36 条準用）、●第 238 条（第 36 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条（第 36 条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 175 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条（第 175 条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 35 条準用）

介護老人福祉施設：□第 35 条、□第 54 条（第 35 条準用）

介護老人保健施設：■第 35 条、■第 53 条（第 35 条準用）

介護療養型医療施設：△第 34 条、△第 54 条（第 34 条準用）

居宅介護支援：▲第 26 条

介護予防支援：◇第 25 条

広告

（介護予防）訪問介護：○第 36 条、○第 284 条（第 36 条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第 59 条（第 36 条準用）、○第 296 条（第 36 条準用）

（介護予防）訪問看護：○第 79 条（第 36 条準用）、○第 306 条（第 36 条準用）

（介護予防）通所介護：○第 113 条（第 36 条準用）、○第 131 条（第 36 条準用）、○第 327 条（第 36 条準用）

（介護予防）短期入所生活介護：○第 168 条（第 36 条準用）、○第 181 条（第 36 条準用）、○第 349 条（第 36 条準用）、
○第 357 条（第 36 条準用）

（介護予防）特定施設入居者生活介護：○第 237 条（第 36 条準用）、○第 248 条（第 36 条準用）、○第 386 条（第 36 条準用）、○第 396 条（第 36 条準用）

（介護予防）福祉用具貸与：○第 263 条（第 36 条準用）、○第 403 条（第 36 条準用）

特定（介護予防）福祉用具販売：○第 276 条（第 36 条準用）、○第 413 条（第 36 条準用）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 37 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条（第 37 条準用）

（介護予防）認知症対応型通所介護：●第 81 条（第 37 条準用）、●第 215 条（第 37 条準用）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護：●第 109 条（第 37 条準用）、●第 226 条（第 37 条準用）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護：●第 129 条（第 37 条準用）、●第 238 条（第 37 条準用）

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条（第 37 条準用）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条（第 37 条準用）

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条（第 37 条準用）

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条（第 37 条準用）

介護老人福祉施設：□第 36 条、□第 54 条（第 36 条準用）

居宅介護支援：▲第 27 条

介護予防支援：◇第 26 条

苦情処理

（介護予防）訪問介護：○第 38 条、○第 284 条（第 38 条準用）

（介護予防）訪問入浴：○第 59 条（第 38 条準用）、○第 296 条（第 38 条準用）

（介護予防）訪問看護：○第 79 条（第 38 条準用）、○第 306 条（第 38 条準用）

（介護予防）訪問リハビリテーション：○第 89 条（第 38 条準用）、○第 313 条（第 38 条準用）

（介護予防）居宅療養管理指導：○第 98 条（第 38 条準用）、○第 319 条（第 38 条準用）

（介護予防）通所介護：○第 113 条（第 38 条準用）、○第 131 条（第 38 条準用）、○第 327 条（第 38 条準用）

（介護予防）通所リハビリテーション：○第 146 条（第 38 条準用）、○第 338 条（第 38 条準用）

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 38 条準用)、○第 181 条 (第 38 条準用)、○第 349 条 (第 38 条準用)、
○第 357 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 38 条準用)、○第 216 条 (第 38 条準用)、○第 369 条 (第 38 条準用)、
○第 376 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 38 条準用)、○第 248 条 (第 38 条準用)、○第 386 条 (第 38 条
準用)、○第 396 条 (第 38 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与：○第 263 条 (第 38 条準用)、○第 403 条 (第 38 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売：○第 276 条 (第 38 条準用)、○第 413 条 (第 38 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護：●第 39 条

夜間対応型訪問介護：●第 60 条 (第 39 条準用)

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 81 条 (第 39 条準用)、●第 215 条 (第 39 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 109 条 (第 39 条準用)、●第 226 条 (第 39 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 129 条 (第 39 条準用)、●第 238 条 (第 39 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 150 条 (第 39 条準用)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 179 条 (第 39 条準用)

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条 (第 39 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 204 条 (第 39 条準用)

介護老人福祉施設：□第 38 条、□第 54 条 (第 38 条準用)

介護老人保健施設：■第 37 条、■第 53 条 (第 37 条準用)

介護療養型医療施設：△第 36 条、△第 54 条 (第 36 条準用)

居宅介護支援：▲第 29 条

介護予防支援：◇第 28 条

会計の区分

(介護予防) 訪問介護：○第 41 条、○第 284 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 訪問入浴：○第 59 条 (第 41 条準用)、○第 296 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 訪問看護：○第 79 条 (第 41 条準用)、○第 306 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション：○第 89 条 (第 41 条準用)、○第 313 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導：○第 98 条 (第 41 条準用)、○第 319 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 通所介護：○第 113 条 (第 41 条準用)、○第 131 条 (第 41 条準用)、○第 327 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション：○第 146 条 (第 41 条準用)、○第 338 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護：○第 168 条 (第 41 条準用)、○第 181 条 (第 41 条準用)、○第 349 条 (第 41 条準用)、
○第 357 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護：○第 204 条 (第 41 条準用)、○第 216 条 (第 41 条準用)、○第 369 条 (第 41 条準用)、
○第 376 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護：○第 237 条 (第 41 条準用)、○第 248 条 (第 41 条準用)、○第 386 条 (第 41 条

準用)、○第 396 条 (第 41 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与 : ○第 263 条 (第 41 条準用)、○第 403 条 (第 41 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売 : ○第 276 条 (第 41 条準用)、○第 413 条 (第 41 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 : ●第 42 条

夜間対応型訪問介護 : ●第 60 条 (第 42 条準用)

(介護予防) 認知症対応型通所介護 : ●第 81 条 (第 42 条準用)、●第 215 条 (第 42 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 : ●第 109 条 (第 42 条準用)、●第 226 条 (第 42 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 : ●第 129 条 (第 42 条準用)、●第 238 条 (第 42 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護 : ●第 150 条 (第 42 条準用)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 : ●第 179 条 (第 42 条準用)

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 : ●第 191 条 (第 42 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護 : ●第 204 条 (第 42 条準用)

介護老人福祉施設 : □第 41 条、□第 54 条 (第 41 条準用)

介護老人保健施設 : ■第 40 条、■第 53 条 (第 40 条準用)

介護療養型医療施設 : △第 39 条、△第 54 条 (第 39 条準用)

居宅介護支援 : ▲第 31 条

介護予防支援 : ◇第 30 条

記録の整備

(介護予防) 訪問介護 : ○第 42 条、○第 284 条 (第 42 条準用)

(介護予防) 訪問入浴 : ○第 58 条、○第 296 条 (第 58 条準用)

(介護予防) 訪問看護 : ○第 78 条、○第 306 条 (第 78 条準用)

(介護予防) 訪問リハビリテーション : ○第 88 条、○第 313 条 (第 88 条準用)

(介護予防) 居宅療養管理指導 : ○第 97 条、○第 319 条 (第 97 条準用)

(介護予防) 通所介護 : ○第 112 条、○第 130 条、○第 327 条 (第 112 条準用)

(介護予防) 通所リハビリテーション : ○第 145 条、○第 338 条 (第 145 条準用)

(介護予防) 短期入所生活介護 : ○第 167 条、○第 181 条 (第 167 条準用)、○第 349 条 (第 167 条準用)、○第 357 条 (第 167 条準用)

(介護予防) 短期入所療養介護 : ○第 203 条、○第 216 条 (第 203 条準用)、○第 369 条 (第 203 条準用)、○第 376 条 (第 203 条準用)

(介護予防) 特定施設入居者生活介護 : ○第 236 条、○第 247 条、○第 386 条 (第 236 条準用)、○第 396 条 (第 247 条準用)

(介護予防) 福祉用具貸与 : ○第 262 条、○第 403 条 (第 262 条準用)

特定 (介護予防) 福祉用具販売 : ○第 275 条、○第 413 条 (第 275 条準用)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 : ●第 43 条

夜間対応型訪問介護 : ●第 59 条

(介護予防) 認知症対応型通所介護：●第 80 条、●第 215 条 (第 80 条準用)

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護：●第 108 条、●第 226 条 (第 108 条準用)

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護：●第 128 条、●第 238 条 (第 128 条準用)

地域密着型特定施設入居者生活介護：●第 149 条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：●第 178 条

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：●第 191 条 (第 178 条準用)

看護小規模多機能型居宅介護：●第 203 条

介護老人福祉施設：□第 42 条、□第 54 条 (第 42 条準用)

介護老人保健施設：■第 41 条、■第 53 条 (第 41 条準用)

介護療養型医療施設：△第 40 条、△第 54 条 (第 40 条準用)

居宅介護支援：▲第 32 条

介護予防支援：◇第 31 条

